

徳島県私立高等学校等授業料軽減事業補助金交付要綱

(補助金の交付)

第1条 知事は、徳島県内の私立高等学校等に在籍する生徒の教育に係る経済的負担を軽減し就学の機会を確保するため、徳島県内の私立高等学校等の設置者（以下「設置者」という。）が実施する授業料軽減事業に要する経費に対し、予算の範囲内で、補助金を交付するものとし、その交付については、徳島県補助金交付規則（昭和58年徳島県規則第53号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、「私立高等学校等」とは、私立高等学校、私立専修学校高等課程及び私立中学校をいう。

2 この要綱において、「保護者等」とは、就学に要する経費を負担すべき者（生徒に保護者（親権を行う者又は未成年後見人をいい、高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成22年文部科学省令第13号）第2条第2項第1号から第3号までに掲げる者及び当該生徒がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる者を除く。以下この項において同じ。）がいる場合にあっては当該保護者、生徒に保護者がいない場合にあっては当該生徒（当該生徒が主として他の者の収入により生計を維持している場合にあっては、当該他の者）のうち、徳島県内に住所を有する者をいう。

(補助対象事業)

第3条 この補助金の対象となる事業は、設置者が別表の中欄に掲げる要件を満たす生徒に対し、その生徒の授業料を軽減する事業（以下「補助事業」という。）とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、補助事業に要する経費とし、補助金の額は、別表の左欄の種別に該当する生徒について、同表の右欄の額をそれぞれ合計した額とする。

(学校法人の徴する書類)

第5条 補助事業を実施する設置者（以下「補助事業者」という。）は、生徒から授業料軽減申請書を提出させるとともに、授業料の軽減を決定した場合には、負担者に授業料軽減決定通知書を送付しなければならない。また、補助事業が完了したときには、直ちに授業料軽減確認書を徴さなければならない。

2 前項の授業料軽減申請書には、次に掲げる書類を添付させるものとする。ただし、知事が特別の理由があると認める場合は省略することができるものとする。

(1) 保護者等の市町村民税所得割額を確認できる書類

(2) その他、知事が必要と認める書類

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条の補助金交付申請書は、様式第1号による。

2 規則第3条の知事が定める書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 私立高等学校等授業料軽減補助事業実施計画書

(2) 私立高等学校等授業料軽減補助事業対象生徒一覧表

(3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第3条の知事の定める期日は、知事が別に定める。

(補助金の交付決定等)

第7条 知事は、前条の規定により提出された申請書及び添付書類の内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定するものとする。この場合において、知事は必要な条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第8条 規則第5条第1項第1号から第3号に掲げる事項は、補助金の交付の決定の条件となる。

(変更の承認の申請書)

第9条 規則第5条第1項第1号から第3号までの規定による知事の承認を受けようとする者は、補助事業変更承認申請書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 私立高等学校等授業料軽減補助事業変更計画書
- (2) 私立高等学校等授業料軽減補助事業対象生徒一覧表(変更分)
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 知事は、補助事業の変更の承認をしたときは、その旨、補助事業者へ通知するものとする。

(実績報告書等)

第10条 規則第11条の実績報告書は、様式第3号による。

2 規則第11条の知事の定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 私立高等学校等授業料軽減補助事業実績総括表
- (2) 私立高等学校等授業料軽減補助事業実績報告書
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 規則第11条の規定による実績報告書は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(補助金の額の確定)

第11条 知事は、前条の規定により提出された実績報告書の内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。

(補助金の請求)

第12条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金請求書(様式第4号)に当該通知に係る通知書の写しを添えて知事に補助金の請求をしなければならない。

(補助金の支払)

第13条 知事は、前条の規定による補助金請求書等を受領した後に補助金を支払うものとする。

(補助金の概算払)

第14条 知事は、補助事業の円滑な遂行を図るため、必要と認めるときは、補助事業者に対し、補助金の全部又は一部を概算払により交付することがある。

2 補助事業者は、前項の規定による補助金の概算払を受けようとするときは、第12条の補助金請求書を知事に提出しなければならない。

3 補助金の概算払を受けた補助事業者は、速やかに補助事業を実施するものとする。

4 補助事業の実施方法は、還付、又は補助事業者が徴収する授業料との相殺によるものとし、補助事業者は、実施をしたことを確認できる書類を作成しなければならない。

(補助金の交付決定の取消等)

第15条 知事は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき

(2) 補助金を目的以外の事業に使用したとき

(3) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたとき

2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。

(補助金の返還)

第16条 知事は、前条第1項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を付してその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(報告及び調査)

第17条 知事は、必要があると認めるときは、補助事業に関し、補助事業者に対して報告を求め、又は書類、帳簿等の調査を行うことができる。

(書類の保存)

第18条 規則第16条の帳簿及び証拠種類の保管の期間は、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

(補則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、補助金について必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行し、平成2年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行し、平成5年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行し、平成7年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行し、平成14年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行し、平成16年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、平成21年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行し、平成22年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月20日から施行し、平成24年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月21日から施行し、平成25年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第90号）附則第2条第2項に規定する者に係るこの要綱の施行の日以後の補助金の支給については、なお従前の例による。